二　前項第一号に掲げる者（債務負担が重く経営の改善に迫られている者であって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する認定経営革新等支援機関又は指定金融機関の経営指導を受けて事業計画を作成するものに限る。）を対象とする場合は、年〇・四パーセントとする。

三　第一号及び第二号は、同時に適用することができるものとする。

四　前項第二号に掲げる者を対象とする場合は、指定金融機関で合計して、一貸付先当たり三百億円を限度に特定資金の貸付けの日から当初二年間年〇・五パーセントとする。

（特定資金の貸付け等の限度額）

第十三条　災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第九条各号に掲げる者に対するツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等（社会資本整備に係るものその他主務大臣が定めたものに限る。）については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

2　前項の規定にかかわらず、災害等に係る事案に関する危機対応業務のうち、第一条第三号ロに掲げる相談窓口に係る事案に関する第九条第二号に掲げる者（中堅企業等（第十一条第一項第三号に規定するところにより、損害担保取引の対象となる中堅企業を除く。）に限る。）を対象とするツーステップ・ローンを原資とする特定資金の貸付け等については、危機対応円滑化業務実施方針に定める限度額を適用しないものとする。

第四章　雑則

（実施状況に関する報告）

第十四条　指定金融機関は、毎月の危機対応業務の実施状況について、次に掲げる事項を、遅滞なく、公庫を通じて主務大臣に報告するものとする。

一　第三条第一号又は第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

二　第三条第三号又は第四号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

三　第三条第五号又は第六号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　第五条第八項に規定する劣後特約付金銭消費貸借による貸付けの総額、件数その他の事項

ト　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

四　第三条第七号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

五　第三条第八号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　イのうち、社債の取得及び社債の償還に必要な資金の貸付けの総額、件数その他の事項

ハ　コミットメント・ライン契約の総額、件数その他の事項

ニ　保証の総額、件数その他の事項

ホ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ヘ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

六　第九条第一号及び第二号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、次に掲げる事項

イ　ツーステップ・ローンを原資とした貸付け等の総額、件数その他の事項

ロ　損害担保取引の対象となった貸付け等の総額、件数その他の事項

ハ　利子補給の対象となった貸付けの総額、件数その他の事項

ニ　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

2　主務大臣は、災害等に係る事案に関する危機対応業務については、災害等による被害の状況、企業の業況の改善の状況等を踏まえ、半期ごとを目途に見直しを行うものとする。

（改定）

第十六条　主務大臣は、東日本大震災に関する事案に関する危機対応業務については、東日本大震災による被害の状況、企業の業況又は資金繰りの改善の状況等を踏まえ、この定めに係る危機対応業務の実施期間、対象、条件等について、改定するものとする。

（共通事項）

七　第九条第三号に掲げる者を対象とする特定資金の貸付け等については、短期社債の取得の総額、件数、取得金利の下限その他の事項

（共通事項）

第十五条　危機対応業務の実施は、主務大臣から指示を受けた指定金融機関に限り行うものとする。

○農林水産省告示第千百五十九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第七条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき、昭和三十一年九月二十四日農林省告示第六百十二号（中央卸売市場指定区域を指定した件）の一部を次のように改正し、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

「佐世保市中央卸売市場指定区域」を削る。

佐世保市

○農林水産省告示第千百六十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条の五第三項の規定に基づき、次に掲げる中央卸売市場の開設に係る同法第八条の規定に基づく認可がその効力を失ったので、同法第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　開設者　佐世保市

市場の名称　佐世保市中央卸売市場干尽市場

位置　佐世保市干尽町一番二〇号

取扱品目　野菜、果実及びこれらの加工品

失効年月日　平成二十五年四月一日

二　開設者　佐世保市

市場の名称　佐世保市中央卸売市場水産市場

位置　佐世保市相浦町一五六三番地

取扱品目　生鮮水産品及びその加工品

失効年月日　平成二十五年四月一日

○農林水産省告示第千百六十一号

中央卸売市場の開設の認可について告示した事項に変更があったので、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十三条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月十六日

農林水産大臣　林　芳正

開設者　宮崎市

変更後の市場の名称及び位置並びに取扱品目

市場の名称　宮崎市中央卸売市場

位置　宮崎市新別府町雀田一一八五番地

取扱品目　野菜及び果実並びにこれらの加工品

変更前の市場の名称及び位置並びに取扱品目

市場の名称　宮崎市中央卸売市場

位置　宮崎市中央卸売市場　宮崎市新別府町雀田一一八五番地

取扱品目　野菜及び果実並びにこれらの加工品

変更年月日　平成二十五年四月一日